

小牧岩倉衛生組合職員旅費支給条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

小牧岩倉衛生組合
管理者 小牧市長 山下 史守朗

小牧岩倉衛生組合規則第2号

小牧岩倉衛生組合職員旅費支給条例施行規則等の一部を改正
する規則

(小牧岩倉衛生組合職員旅費支給条例施行規則の一部改正)

第1条 小牧岩倉衛生組合職員旅費支給条例施行規則(昭和52年小牧岩倉衛生組合規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第28条」を「第16条」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第3条から第8条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第3条 条例第3条第2項に規定する規則で定める費用の額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金(管理者及び副管理者(以下「管理者等」という。)に限る。)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最下級(管理者等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(船賃)

第4条 条例第3条第3項に規定する規則で定める費用の額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金(管理者等に限る。)

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最下級（管理者等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第5条 条例第3条第4項に規定する規則で定める費用の額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

（その他の交通費）

第6条 条例第3条第5項に規定する規則で定める交通手段は、次に掲げるものとする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）

(3) 道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が交通手段として認めたもの

2 条例第3条第5項に規定する規則で定める費用の額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額とする。ただし、前項第4号に規定する交通手段に係る費用の額は、別に定める。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる交通手段を利用する移動に要する運賃

(2) 前号に掲げる運賃以外の費用であつて、前項第3号に掲げる交通手段に係る賃料その他の移動に直接要する費用

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第7条 条例第3条第6項に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

2 条例第3条第6項ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が別表に定める宿泊費の額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(2) その他公務の遂行のため特に必要があると認められるものとして管理者が定めるとき。

(宿泊手当)

第8条 条例第3条第7項に規定する規則で定める1夜当たりの定額は、2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、条例及びこの規則の規定により支給される宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、条例及びこの規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費に食費に相当するものが含まれる場合は、前項の例による。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は、支給しない。

本則に次の4条を加える。

(旅費の請求)

第9条 条例第8条の規定による旅費の請求手続は、小牧岩倉衛生組合予算決算会計規則（昭和59年小牧岩倉衛生組合規則第6号）第41条第1項に規定する支出票により行い、必要があると認める場合は、別に定める旅費／概算／精算／請求明細書を添付するものとする。ただし、概算払に係る旅費を精算する場合であつて、当該精算額が概算

払に係る旅費額と同一である場合には、別に定める同一旅費精算書により精算するものとする。

- 2 概算払に係る旅費の請求は、当該旅行前3日（小牧岩倉衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年小牧岩倉衛生組合条例第3号）第3条第1項に規定する週休日並びに同条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「週休日等」という。）を除く。）までに行うものとする。
- 3 概算払に係る旅費の精算は、旅行が完了した日の翌日から起算して10日（週休日等を除く。）以内に行うものとする。
- 4 条例第8条第1項に規定する資料及び第1項に規定する旅費/概算/精算/請求明細書又は同項ただし書に規定する同一旅費精算書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成されているときは、これを電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて管理者が定めるものをいう。）により提出することができる。

（在勤公署等以外の地を出発地又は帰着地とする場合の旅費）

- 第10条 在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は目的地（以下この項において「在勤公署等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤公署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤公署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。
- 2 既に旅行している者が、目的地から在勤公署以外の地を帰着地として旅行する場合における旅費の支給額は、目的地から在勤公署以外の地に至る旅費の額と目的地から在勤公署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

（年度経過等による区分）

- 第11条 移動中における年度の経過又は職の区分の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過又は職の区分の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

(雑則)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表第 1 及び別表第 2 を削り、附則の次に別表として次の 1 表を加える。

別表 (第 7 条関係)

区分	宿泊費 (1 夜につき)	
	管理者等	その他の職員
	円	円
北海道	1 8, 0 0 0	1 3, 0 0 0
青森県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
岩手県	1 3, 0 0 0	9, 0 0 0
宮城県	1 4, 0 0 0	1 0, 0 0 0
秋田県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
山形県	1 4, 0 0 0	1 0, 0 0 0
福島県	1 1, 0 0 0	8, 0 0 0
茨城県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
栃木県	1 4, 0 0 0	1 0, 0 0 0
群馬県	1 4, 0 0 0	1 0, 0 0 0
埼玉県	2 7, 0 0 0	1 9, 0 0 0
千葉県	2 4, 0 0 0	1 7, 0 0 0
東京都	2 7, 0 0 0	1 9, 0 0 0
神奈川県	2 2, 0 0 0	1 6, 0 0 0
新潟県	2 2, 0 0 0	1 6, 0 0 0
富山県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
石川県	1 3, 0 0 0	9, 0 0 0
福井県	1 4, 0 0 0	1 0, 0 0 0
山梨県	1 7, 0 0 0	1 2, 0 0 0
長野県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
岐阜県	1 8, 0 0 0	1 3, 0 0 0
静岡県	1 3, 0 0 0	9, 0 0 0
愛知県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
三重県	1 3, 0 0 0	9, 0 0 0

滋賀県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
京都府	2 7, 0 0 0	1 9, 0 0 0
大阪府	1 8, 0 0 0	1 3, 0 0 0
兵庫県	1 7, 0 0 0	1 2, 0 0 0
奈良県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
和歌山県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
鳥取県	1 1, 0 0 0	8, 0 0 0
島根県	1 3, 0 0 0	9, 0 0 0
岡山県	1 4, 0 0 0	1 0, 0 0 0
広島県	1 8, 0 0 0	1 3, 0 0 0
山口県	1 1, 0 0 0	8, 0 0 0
徳島県	1 4, 0 0 0	1 0, 0 0 0
香川県	2 1, 0 0 0	1 5, 0 0 0
愛媛県	1 4, 0 0 0	1 0, 0 0 0
高知県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
福岡県	2 5, 0 0 0	1 8, 0 0 0
佐賀県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
長崎県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
熊本県	2 0, 0 0 0	1 4, 0 0 0
大分県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
宮崎県	1 7, 0 0 0	1 2, 0 0 0
鹿児島県	1 7, 0 0 0	1 2, 0 0 0
沖縄県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0

様式第 1 及び様式第 2 を削る。

(小牧岩倉衛生組合会計年度任用職員の給与の決定、支給等に関する規則の一部改正)

第 2 条 小牧岩倉衛生組合会計年度任用職員の給与の決定、支給等に関する規則（令和 2 年小牧岩倉衛生組合規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条を第 1 3 条とし、第 6 条から第 1 1 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第6条 条例第11条第2項に規定する旅行に係る費用弁償の支給については、小牧岩倉衛生組合職員旅費支給条例（昭和52年小牧岩倉衛生組合条例第15号）の適用を受ける一般職の職員の旅費の例による。
（小牧岩倉衛生組合予算決算会計規則の一部改正）

第3条 小牧岩倉衛生組合予算決算会計規則（昭和59年小牧岩倉衛生組合規則第6号）の一部を次のように改正する。

第50条中「もの」を「者」に、「帰庁後5日以内」を「小牧岩倉衛生組合職員旅費支給条例施行規則（昭和52年小牧岩倉衛生組合規則第4号）第9条第1項ただし書に定める精算の期間内」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小牧岩倉衛生組合職員旅費支給条例施行規則及び第3条に規定する改正後の小牧岩倉衛生組合予算決算会計規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。